

要 望 書

【平成28年度第1回定例会】

千葉県町村会

町村行財政の充実強化について

1 所有者のない不動産を自力執行により処分可能とする法整備について

相続放棄等の事由により、所有者のない不動産の処分を行うには、「財産管理人」を選任するための、多額の費用を予納金という形で用意する必要があるが、評価額の低い不動産や売れる見込みの少ない不動産は、そのまま放置される事態となっていることが多くの自治体の現状である。

については、所有者のない不動産の差押から換価までを行政が自力執行可能となる法整備を要望する。

2 地方創生を着実に推進するための支援継続と充実について

各自治体では「総合戦略」を策定し、地域の事情に応じて強み・特性を活かした地方創生に取り組んでいるところである。地方創生に関しては、長期的かつ総合的な取り組みが必要なことから、以下のことを要望する。

(1) 十分な規模の国費対応を継続的に行うこと。

なお、この国費対応によって、社会保障関係費や防災・減災事業に要する経費など、必要不可欠な住民サービスを提供するための財政措置が縮小されることのないように配慮すること。

(2) 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組んでいく観点から、施策の推進に必要なものについては、ハード・ソフトを問わず、用途を特定せずに活用できるよう、地方が弾力的に運用できる自由度の高い制度を創設すること。

保健福祉行政の充実強化について

1 介護サービスを支える人材確保の充実について

団塊の世代が 65 歳を迎え、2025 年には、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上となると予測されている。

こうした中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように地域包括ケアシステムを構築するためには、介護サービスの担い手を確保することは必須である。

しかし、小さな町の小規模通所介護事業所では、報酬改定による報酬単価の引き下げにより職員給与が減給され、人材確保は非常に厳しい状況にある。

今後、地域ごとの介護事業所を始め、関係主体の連携や協働体制を構築し、実情に応じた取り組みを地域全体で検討する必要があると考える。

については、小規模介護事業所同士が、介護人材確保のため共同による人事管理の仕組みを導入すること等について、補助金等の確保を要望する。

2 国民健康保険医療給付費の国・県負担金の拡充について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から国民健康保険が広域化となり、保険料に関しては都道府県が標準保険料率を示すこととされている。しかし、最終的には市町村で保険料率を勘案し賦課することとなるため、広域化となっても県内の市町村で保険料の違いが生じることが想定され、問題視されている。

については、保険料率が県内で統一となるよう要望する。

生活環境行政の充実強化について

1 生活排水対策浄化槽推進事業の補助堅持について

環境問題は、多くの住民の関心事で、水質浄化もその中の課題のひとつとなっている。

公共・流域下水道や農業集落排水整備事業といった水質浄化事業に多くの自治体に取り組んでいるが、全域を下水道事業等でカバーできる訳ではなく、汚水適正処理構想の見直しにより町全域が浄化槽整備地域になる場合など、地域によっては水質浄化に関して今後も浄化槽処理に依存せざるを得ない状況にある。

については、今後も合併処理浄化槽の設置事業が円滑に行われ、国土の水質浄化がより推進されるよう、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備）を堅持し、水道水源地域及び閉鎖性水域への高度処理型合併処理浄化槽設置に対する補助事業の拡大を要望する。

町村生活基盤の充実強化について

1 地上デジタル放送共聴施設の維持管理について

千葉県中央部から南部にかけては、中山間地が多い地域特性から、地デジを自宅のアンテナなどを使って受信できない新たな難視区域が多く存在している。そのため、難視地域を抱える自治体では、地デジ難視地域を解消するため、共聴施設設置事業を実施している。

辺地共聴施設整備事業は、市町村又は辺地共聴施設の設置者が事業主体となり、当該施設の整備については、国等から補助金を得られるものの、建設後の維持管理については、財政支援が受けられないため、市町村又は辺地共聴施設の設置者にとって大きな負担となっている。

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行は国策として推進されたものであることから、辺地共聴施設の維持管理については、受信者側の責務となるが、負担については、地域格差なく公平性が確保されるよう国の責任において適切な措置を講じる必要がある。

については、維持管理費が過大となる市町村又は辺地共聴施設の設置者に対し、補助金交付等の財政支援を講じるよう要望する。

2 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進について

圏央道は、首都圏から放射状に延びる高速道路と相互に連絡し、環状道路を形成することにより、成田空港や都心さらには全国的高速道路へのアクセスが便利になり、観光や物流などの発展が期待される。また、圏央道と連携することにより産業の発展や、人・物の交流など、地域振興に大きく寄与することが期待できる。

加えて、想定される首都圏直下型大地震など災害時の緊急輸送道路としても重要である。

については、唯一の未着工部分である大栄JCT－松尾横芝IC間について、オリンピックまでの開通及び安全対策や地域交流拠点としてのハイウェイオアシスの整備として、パーキングエリアの設置を強く要望する。

3 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の採択について

近年、九十九里浜一帯では、海岸侵食により汀線が後退し、砂浜の砂が削りとられ無残な浜崖へと変貌し、かつて一面に広がっていた水平線と砂浜の織りなす白砂青松の景観は、急激に失われている。

侵食が顕著な箇所では県による対策が講じられてきたが、その対策を上回る速度で海岸侵食が進んでおり、平成27年夏には海の家倒壊、駐車場の損壊等悲惨な状況となった。

また、近年懸念されている高潮や津波をはじめとした自然災害に対する防災対策の観点からも、海岸の侵食対策や養浜対策が早急に必要な状態となっている。

については、九十九里浜の海岸侵食対策並びに養浜事業に多大な事業費と高度な技術を要するため、国による直轄事業として新規採択することを要望する。

4 地籍調査事業負担金配分の柔軟な運用について

地籍調査事業の実施にあたっては、市町村単独予算での事業実施は極めて困難であり、負担割合4分の3という国県の負担金が事業展開には必要不可欠となっている。

平成28年度の地籍調査負担金に係る国の予算要求額は、前年度当初予算比で3%増の11,000百万円と予算規模は拡大されたものの、従来型の負担金（地籍調査費負担金）枠が6割に縮小され、4割が社会資本整備交付金を活用した新たな枠組み（社会資本整備総合交付金）として創設された。

今後、当該新設予算枠に余剰が生じた場合は、従来型に充当できるような実情にあわせた予算の組み替え等、柔軟な対応を図るよう要望する。

各種産業の振興発展について

1 有害鳥獣対策に係る対策強化について

野生獣による農産物への被害対策は、国や県の支援により相応の効果を上げているものの、有害獣の捕獲数は増加しており、今後も被害の拡大が懸念されるところである。

近年では、住宅地での目撃、捕獲情報や海を泳ぐイノシシが目撃され、J R内房線の列車にイノシシが衝突して列車が故障する事件が発生するなど、有害獣の行動範囲が拡大しており、被害を受けてからの対策ではなく、被害を防止するための対策が重要である。

については、以下のことを要望する。

- (1) 市町を超えた広域的な駆除作業について、鳥獣保護管理法に基づく事業など、制度、予算の創設、拡充をすること。
- (2) 耕作放棄地の拡大を防止するためにも、現在3戸以上の受益農家でなければ補助金交付対象とならない防護柵設置について、個別で設置した場合でも補助金交付対象とするなど、自衛策に対する支援の拡大、要件の緩和をすること。